

第4章 ダイオキシン類調査結果

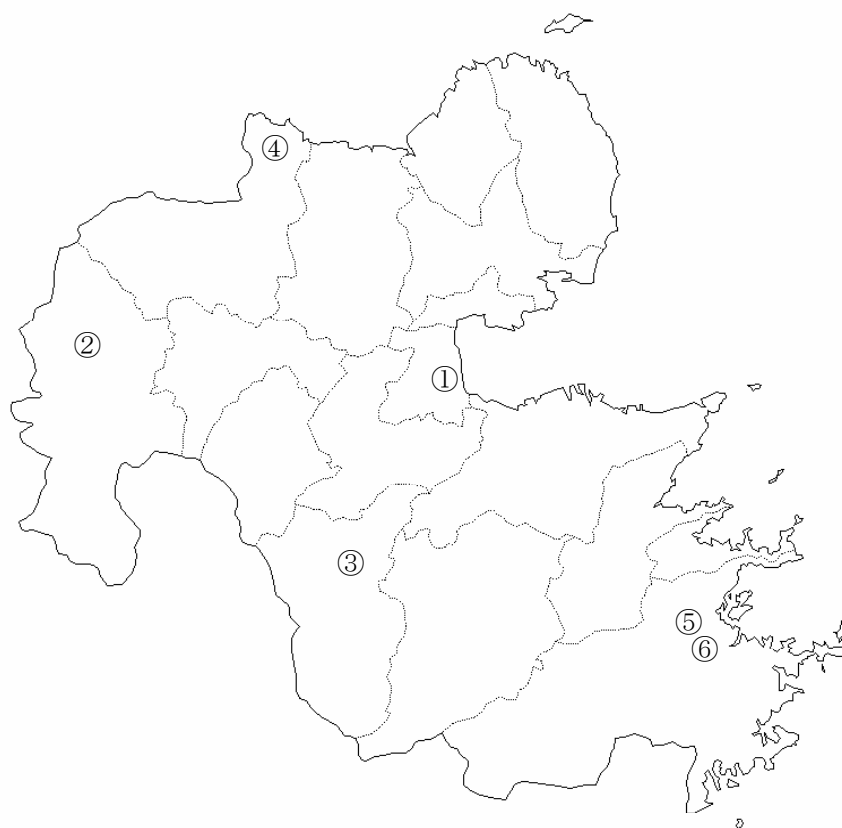
県下のダイオキシン汚染の実態を把握するため、平成10年度から大気の調査を行ってきた。

平成18年度は、県下5市の計6地点を対象に、大気環境中のダイオキシン類の調査を行った。

〈調査地点・期間〉

調査地点：別府市、日田市、竹田市、中津市、佐伯市（2）の計6地点

調査期間：平成18年5月～平成19年2月



番号	地域区分	調査地点	市町村名
①	一般環境	別府県民保健福祉センター	別府市
②		日田玖珠県民保健福祉センター	日田市
③		竹田保健所	竹田市
④		北部振興局中津事務所	中津市
⑤		佐伯市役所第二庁舎	佐伯市
⑥	発生源周辺	県立佐伯高等技術専門校	佐伯市

※発生源周辺はごみ焼却場の周辺地域

〈調査方法〉

ハイボリュームエアサンプラーによりフィルター及びウレタンに捕集し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置により分析を行う。

毒性等量の算定は、WTO-TEF(1998年)による(検出下限値以上定量下限値未満はそのままの値を、検出下限値未満は検出下限値の1/2を用いて毒性等量を算出)。

〈調査結果〉

各調査地点ごとの調査結果を表4-2に示す。

各地点の測定値は0.009～0.051pg-TEQ/m³の範囲内にあり、全調査地点とも環境基準値の0.6pg-TEQ/m³を下回っており、環境基準に適合している。

また、全調査地点の平均値は0.021pg-TEQ/m³で、平成17年度の大分市以外の全調査地点の平均値0.024pg-TEQ/m³を若干下回っている。

表4-2 ダイオキシン類調査結果

(単位:pg-TEQ/m³)

調査地点名		試料採取年月	測定濃度	地点別平均濃度	環境基準	備考
一般環境	① 別府県民保健福祉センター(別府市)	18年 5月	0.017	0.023	0.6	(地点別平均の平均値) 平成17年度 0.024 平成18年度 0.021
		18年 8月	0.028			
		18年 10月	0.024			
		19年 1月	0.024			
	② 日田玖珠県民保健福祉センター(日田市)	18年 5月	0.024	0.022		
		18年 9月	0.019			
		18年 10月	0.025			
		19年 1月	0.021			
	③ 竹田保健所(竹田市)	18年 5月	0.013	0.015		
		18年 8月	0.011			
		18年 11月	0.015			
		19年 2月	0.019			
	④ 北部振興局中津事務所(中津市)	18年 5月	0.012	0.026		
		18年 8月	0.016			
		18年 10月	0.051			
19年 1月		0.023				
⑤ 佐伯市役所第二庁舎(佐伯市)	18年 6月	0.013	0.017			
	18年 7月	0.021				
	18年 10月	0.012				
	19年 1月	0.021				
発生源周辺 ⑥ 県立佐伯高等技術専門学校(佐伯市)	18年 6月	0.028	0.022			
	18年 8月	0.009				
	18年 11月	0.025				
	19年 2月	0.027				

・測定結果は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の合計値である。
 ・pg-TEQ/m³は、空気1m³当たりのダイオキシン類の量を示す。
 ・pgは1兆分の1グラム。TEQは毒性等量で、ダイオキシン類には222種類(異性体)があり、毒性は異性体ごとに異なるため、測定対象の29物質の濃度を最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの濃度を換算し、合計したものである。